

埼玉の消費者行政充実を考えるシンポジウム

～ これまでの成果と今後のあり方！！ ～

2009年5月29日、消費者庁関連三法が成立するとともに、埼玉県・県内市町村の地方自治体が担う消費者行政については、国から交付された「地方消費者行政活性化基金」等の活用により、各市町村の相談窓口（消費者センター）の開設、相談員の増員など、一定の成果があったと評価できます。

しかしながら、この活性化基金は、平成24年度までの期限付きのものであり、今後の継続的な財政支援の見通しが無いために、多くの地方自治体において計画的な体制強化が推進できない状況にあります。

そこで、この3年間において、地方消費者行政の充実に関する成果を確認するとともに、今後の地方消費者行政が後退させることなく、消費者行政をより推進させるために、そのあり方を議論すべく、シンポジウムを開催したいと思います。

埼玉県内の各地の消費者問題にかかわる皆さん、消費者の皆さん、是非、多くの方々にご参加頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

2012年2月10日（金曜日）
午後6時30分から（約2時間半）

第1部 まだまだ根絶されない消費者被害

割賦販売法・特定商取引法が改正されても残る問題、条例の改正も！
消費者行政職員、消費生活相談員、司法書士、弁護士にも役立つ情報
〔決済代行（出会い系サイト等）、マンスリークリア、買取商法、不招請勧誘など〕

第2部 地方消費者行政の充実に向けた制度概要

埼玉県内の消費者行政の推進状況と今後の課題
国の財政支援と地方分権
活性化基金等における成果をどう継続させるか！
パネルディスカッション、会場発言から、何が必要とされているか！

場 所 **コムナーレ9階 第15集会室**
(JR「浦和駅」東口駅前 パルコ上 徒歩1分)

参 加 費 : 無 料
事 前 申 込 み 不 要

共催：消費者行政充実埼玉会議・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
埼玉県消費者団体連絡会・埼玉県消費生活コンサルタントの会
埼玉弁護士会・埼玉司法書士会（一部予定）

(連絡先：埼玉消団連048-844-8971)